

津波減災マップ帳作成業務委託 仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、***市（以下「甲」という。）が委託する「***市津波減災マップ作成業務委託」（以下「本業務」という。）に適用し、業務の適正を期するため受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項について定めるものとする

(目的)

第2条 本業務は、津波災害に強いひとづくり・地域づくりのために、津波避難行動の知識と能力、いわゆる津波減災リテラシーの習得ないし向上の学習媒体としての減災マップ帳の作成を行う。減災マップ帳は、全ての建物に住所番地が表示されるとともに、津波避難場所や避難ビル、標高情報などが掲載されることで、自分の居場所などが地図上及び現地ですぐに読み取れる結果、津波避難行動の学習・シミュレーションが、自宅や職場、学校などで、誰でも、いつでも、簡単に実施できるものとする。さらに、市内の公共施設や病院、銀行、店舗、コンビニ、観光施設、文化財などが明示されることで、“生活便利マップ帳”としても市民に日常的に親しまれ、利用されるものとする。このような機能を有する減災マップ帳を作成し、全世帯及び観光事業者等に配布する他、全市的なデータにまとめてホームページで発信するものとする。

(協議)

第3条 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

(損害賠償)

第4条 本業務実施中に生じた諸事故に対して一切の責任は乙が負い、発生原因、経過、被害等の状況を甲に速やかに報告すると共に、甲の指示に従うものとする。

(準拠する法令等)

第5条 業務を実施する受託者は、本仕様書に定めるもののほか、次の法令等に準拠しなければならない。

- (1)災害対策基本法
- (2)***県地域防災計画
- (3)***市地域防災計画
- (4)その他関係法令等

第2章 業務内容

(規格及び部数等)

第6条 納入すべき成果品は次のとおりとする。

(1) 印刷物

①冊子：「***市津波減災マップ帳」(以下、「マップ帳」という。)

②パネル：「***市津波減災パネル(***市全域・超大型版・市長室特別版)」
(以下、「パネル」という。)

(2) PDFデータ

(1)の②のPDFデータ

(3) 規格

①冊子

J I S A4判(カラー)表紙4頁+本文**頁(地図部分約**頁:概算)

②超大型パネル

マップ帳の地図全頁を一枚にシームレスに繋いだ超大型全域マップ(概ね縦2
~3m×横2~3m)。

③PDFデータ ②の閲覧専用データ

(4) 縮尺及び部数

①縮尺 住宅地域 原則縮尺1/3,500 山林原野等縮尺1/7,000 他

②部数 マップ帳 ****部(全世帯及び観光事業者配布分)
パネル及びPDFデータ 一式

(5) 色数

4色(フルカラー)

(6) 用紙等

①マップ帳

表紙 マット 86.5kg

本文 マット 44.5kg

②パネル

ラミネート処理・裏面緩衝材入り その他

③PDFデータ DVD提供

(7) 製本

マップ帳 無線綴じ

(計画・準備等)

第7条 乙は、業務を円滑に実施するため必要な資料を収集・整理し、技術的方針を検討するものとする。また、作業工程を検討し、作業体制を準備するとともに、

業務全般にわたる業務実施計画書の作成を行うものとする。

(マップ帳の作成)

第8条 マップは、以下の(2)の基図に(3)の記載項目を加えて作成するが、マップ帳の始めに(1)の防災情報を分かりやすく掲載する他、減災マップの機能の一層の充実と市民に愛され日頃から活用されるように、充実した内容づくりに努めるものとする。

(1) 災害時の対応や住民の減災防災意識の向上に必要な次の情報。なお、情報の詳細については、甲乙調整するものとする。

- ア 避難の知識(避難準備・勧告・指示等)
- イ 地震の知識
- ウ 津波の知識
- エ 海拔高度の知識
- オ 住宅情報と住所の表示
- カ 中高層ビルの知識
- キ 日頃の防災減災の心得等

(2) 基図

地図情報(縮尺1/2, 500 GISデータ)をもとにコンピュータ処理により、道路及び家型一件一件に住所番地の表示された図面を作成する。

次に、作成図との整合性、精度を十分に図りながら、数値標高モデルデータ(海拔高度データ)を用い、重ねてコンピュータ処理する手法により、海拔高度ゾーンごとに段彩表示をした基図を作成する。以下のように、東日本大震災を踏まえ、津波の遡上最高高度40mまでを区分表示する。

- ① 海拔高度ゾーン 0m以上～5m未満、ピンク
- ② 同 5m以上～10m未満、薄茶
- ③ 同 10m以上～20m未満、黄色
- ④ 同 20m以上～30m未満 薄緑
- ⑤ 同 30m以上～40m未満 緑
- ⑥ 同 40m以上 濃緑

(3) 記載項目

海拔高度ゾーン毎に段彩表示された基図上に表示する項目は、以下のとおり、建物ごとの住所と著名ビル等の名称の表示、及び防災減災関連項目の他、防犯及び生活関連情報とする。

- ① 建物ごとの住所・号番号と著名ビル等の名称の表示
- ② 防災減災関連項目
 - 主要地点の標高点(ポイント)表示
 - 中高層ビル(3階建以上)と低層建物との色彩陰影による区別

○市指定避難場所

○市指定避難ビル

○市指定避難経路

○その他、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域・避難路など、市の提供資料に基づき、各地区の現時点で把握できている危険箇所の表示を工夫してマップに記載する他、警察署、消防署等の防災減災関連機関を明記するとともに住民の防災減災意識を啓発できるような内容とすること。

③防犯及び生活関連項目

○子ども 110 番の家

○公共施設、病院・介護施設、自治会、学校、神社、文化財、観光、その他店舗情報など、“生活便利マップ帳”として日頃から住民に親しまれるマップづくりに必要な項目（市との協議で決定する。）

(4) 校正

3回（文字校正2回、色校正1回）

(5) 打合せ協議等

ア 業務着手時、中間時、業務完了時の3回以上を基本とし、打合せを行う。

イ 仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲と協議し、その指示に従う。

(成果品の納期及び納入場所)

第8条

(1) 納 期 平成** 年* 月** 日まで

(2) 納入場所 ***市役所 ***課

(その他の注意事項)

第9条

(1) 本業務の遂行において、甲から次の資料の貸与を受ける必要がある場合は、甲の職員と調整する。

ア ***市基盤地図情報(1/2,500 地形図 GIS データ)

イ ***市急傾斜地崩壊危険区域図 等 (1/2,500 GIS データ)

ウ ***市住所一覧（個人情報を除く、建物ごとの住所一覧：CDデータ）

エ その他必要なデータ

(2) 貸与された資料は、本業務目的以外に使用してはならない。

(3) 受託者は、成果品提出後であってもその不備が発見されたときは、速やかに受託者の費用をもって加筆又は修正する。

(4) 受託者は業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務終了後も同様とする。

以上